九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

徳川時代の大坂町制一斑

金田，平一郎
九州帝国大学法文学部教授

https://doi.org/10.15017/14414

出版情報：法政研究. 12 (1), pp.133-169, 1942-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

徳川時代の大坂町制一斑

金田平一郎

目次

緒言
町域
町民
町吏
町務
餘言

緒言

徳川時代の都市行政は、幕吏又は藩吏の統轄の下に、町民の中より出でし吏員に依つて行はれるのを一般とし

たが、大坂に於ても、大坂町奉行以下の幕吏が大坂全體の政治を掌り、次いで南組、北組、天滿組の三鄕を區劃し、各鄕世襲の惣年寄なる者をして夫々の行政に當らしめ、更に細分して町年寄の支配する町を置き、而して又その下に五人組を設けたのである。(1)

扨て、此町年寄に依つて支配せられる町に關する史料の、聊か纒まりたるものが偶々手元に存するので、それを通して、德川時代の大坂町制の一斑を、こゝに窺うて見ようと思ふのである。(2)

(1) 近世の大坂市制一般に關しては、遠藤芳樹『大阪商業習慣錄』(「大阪商業史料集成」第一輯所收)、幸田成友博士の『德川時代の大阪市制』(同博士「經濟史研究」所收)、同博士「江戸と大阪」、「大阪市史」第一、黑羽兵治郎氏『大阪市制の沿革』(「明治大正大阪市史」第三卷所收)、「南區志」、「東區史」第二卷等に詳細である。本稿一々註記せざる記述は、殆んど之等の諸著に負へるものである(次註所出刊行史料に據ることもある)。

(2) 此種の大坂町制一般は、前註所出諸著の既に說明するところであり、大坂町は、江戸に於ては町名主に依つて支配せられる町に、又名主或は庄屋に依つて支配せられる村に、比當すべきものであること明らかであるのであるが、その內容の詳細に至つては必ずしも充分明瞭にせられたとは云へない樣に見受けられるので、關係史料の紹介以上に出でるものではないが、敢へて此一小文を草することにしたのである。尙ほ、近世大坂町制史料にして世に知られたるもの稀少なりと云ふのではなく、「大阪市史」第五、前出『大阪商業習慣錄』、「浪華叢書」第一、第二、「南區志」、「東區史」第二卷等比較的その多くを收錄してゐる。

大阪市役所が天滿組御池通六丁目、南瓦屋町、道頓堀川八町、順慶町一丁目等舊藏の諸記錄を所藏してゐることを、同市役所の好意にて、本春確かめ得たが、未だ熟讀の機を得ない。

今手元の大坂町制史料とは、「大阪津村南之町內諸書付及控帳」及び「大阪鹽町四丁目町內記錄」(九大法文學部藏)と題する、當時の大坂南組津村南之町町會所及び北組鹽町四丁目の町會所の舊藏にかゝる記錄文書であるが、就中

前者の方がよく保存せられてゐるので、以下には之を中心とし、それに後者を配することになるであらう。

尙ほ此史料は、古きは延寶時代、新しきは明治の初年に成つたものであるが、個々の制度の沿革を明瞭ならしむるほど完備してはゐない。しかし夫々の史料を通して町制の一斑を推測することは難くない。

序に、繁雜乍ら、兩町會所の保存諸帳簿名を次に列記紹介して置き度いと思ふ。町會所備付の帳簿名を知ることに依つて、當時の町制の輪廓を先づ推測することが出來ると考へるからである（例へば「大阪市史」、前掲「日本經濟史研究」、『大阪商業習慣錄』等にも町會所備付帳簿名見ゆ）。津村南之町――「津村南之町水帳」（寶曆乃至文政）、「町中諸祝儀定帳」（安永）、「引取同家人改帳」（安永）、「丁內家質證文控帳」（寛政）、「宗旨人別帳寫」（文政）、「諸祝儀式目並年中勘定仕法立帳」（文政）、「御靈宮御寺社正遷宮寄進帳」（嘉永）、「證文帳」（安政）、「目安帳」（萬延）、「諸事證文帳」（慶應）、「宗旨卷」（明治）、「町屋數沽券狀請印帳」（明治）、「此度川〻大淺ニ付御冥加金町內中入札控」。鹽町四丁目――「鹽町四丁目家持五人與帳」（延寶）、「鹽町四丁目水帳」（享保乃至寛政）、「町內定式帳」（明和）、「御用扣」（明和）、「鹽町四丁目式目帳」（寛政）、「借屋式目帳」（天保）、「家持借屋自身番順番帳」（天保）、「御觸書」（安政乃至弘化）、「宗旨卷」（慶應）、「丁內用儀相定覺」。

町　域

町年寄に依つて支配せられる町は、勿論一の地方區劃であるが、然らばその地域如何。直接水帳添付の繪圖等に就いて、その一般を窺ふこと不可能ではないが、その戸數、住民數に依つて、之を類推すること、より簡略なる一方法かと考へるので、こゝでは或時代の町の戸數、住民調を掲記して見ることにする。

津村南之町の明曆三年五月廿三日の水帳に

家數合三拾貳軒

又同町明治三年九月晦日の宗旨卷に

家數合三拾軒

（中　略）

家持之妻子四拾人內　男拾六人　女廿四人

借屋之者百六拾人內　男七拾貳人　女八十八人

下人下女貳拾七人內　男拾七人　女拾人

人數合貳百四拾三人內　男百拾九人　女百廿四人

鹽町四丁目慶應元年九月廿九日の宗旨卷に

家數合拾九軒

（中　略）

家持之妻子貳拾四人內　男七人　女拾七人

借屋之者八拾六人內　男四拾貳人　女四拾四人

下人下女九拾貳人內　男五拾貳人　女四拾人

人數合貳百拾人內　男百九人　女百壹人

以上、勿論充分なる例示ではないが、之を以て近世に於ける大坂の町域を推定するも、大過なきものと考へる。

要するに、大坂の町の區域は比較的狹小であつたことを知るのである。

町民

㈠ 町民は、前記調査書に見える通り家持、その妻子、借屋之者、下男下女から成つて居た。此中で町政に參與する權利を有し、主要なる租稅負擔その他の義務を有せし者は、家持卽ち所謂町人のみであつた。

家持の町政參與は、具體的には、後述する樣に町吏卽ち町年寄或は月行司となること、町年寄の候補者を推薦すること、町の相談會に出席すること等を主たるものとする。右は家持の特權であると共に又一面義務でもあつた。相談會に關しては、次の慶應三年四月津村南之町の「町內申合取締條目」中の條項參看。

一……且亦町內一統相談之儀ニ付寄合有之砌不參被致候ハヽ出席之旁治定被致置候儀不依何事聊違背被致間敷候事

此町內相談會にて種々町政に關する事項が『治定』せられる譯であるが、或種の法條亦町人に依つて『治定』せられるのである。前記刊行史料（註(2)）中にもその例が見えるが、例へば寬延元年十月の鹽町四丁目の「町內定式帳」の後段に

右之通町中相談之上相定申所實正也然ル上ゝ自今以後銘〻得心之上少シも違亂無之候爲後證之連判仍而如件

（以下月行司、年寄、町人連署）

寛政二年三月六日の「鹽町四丁目式目帳」の後段に

右之通是迄用ひ來候式目之內此度相談之上相改候處一統違背無御座候爲其銘〻判形仍而如件（以下年寄、町人連署）

以上、要するに、當時の町に於ける典型的町民は此家持であつたのである。

尙ほ家持、借屋人共通の主なる義務としては、慶應三年の津村南之町の「町內申合取締條目」中にも見える通りの、卽ち

一三ケ條御法度（切支丹、賭博、賣淫に關する禁令）證文卷每月印形之儀無滯出勤可被致候處間〻不參之向も有之甚不束之至ニ候條以來每月無不參出勤可有之候尤無據他所他國被致候ハヽ其旨被相屆候樣致度勿論歸宅次第印形持參之上調印可被致候自然病氣ニ而出席難相成分者身寄之衆印判持參可被致候

及び自身番卽ち町內警防の義務である。(3) 此義務は後には町民自ら果たすこと少なく町にて人を雇つて之に當らしめることが多かつたと云ふが、その初めは町民自身事に當つたらしい。鹽町四丁目の天保十二年二月五日起の「家持借屋自身番順番帳」に依ると、朝、後、宵、更の四交替で、夫々二名時に三名、四名出勤したことが知られる。

序に、臨時の自身番に關する記錄（津村南之町舊藏、安永五年「自身番ニ付入用之扣」）があるのでこゝに紹介して置かう。

日光山

御社參ニ付四月十三日ゟ自身番被仰付右日數之間諸入用

一三拾壹匁貳分　油八升

一七匁　蠟燭

一五匁四分　菓子壹斤半

一五百七拾文　酒五升

一三百文　手桶しやく　ほうき　釘苧　諸入用

一七百文　炭茶米

十三日ゟ廿六日迄日數十四日　三休橋

一貳〆百廿八文　立番貳人

一壹〆四百文　中橋

十二日ゟ廿七日迄　同

一壹〆五百文　下役人不自由ニ付壹人雇賃

〆五貫廿八文

内貳〆五百拾四文借屋ゟ

一貳百文　諸□遣

一壹〆百七拾六文　用水桶　輪替

一三匁　惣年寄衆　御休之節菓子

一　ちやうちん　張替

又別帳に

覺

日光御社參ニ付丁内中橋筋三休橋通に立番爲致候

一五貫廿八文　右兩通立番賃錢

右貳ツニ割

貳貫五百拾四文　丁人中ゟ

殘テ貳貫五百拾四文

壹人前ニ七拾壹文ツヽ

（以下に三十四連名）

(3) 「浪速叢書」第二、一三〇頁所出慶安元年十二月十六日の『自身番仕置五ヶ條之事』參照。

町民中家守及び代判人と稱する者があるが、家守は他町他國に居住する家屋敷所有者に代つてその家屋敷を差配する者であり、代判人は、家持が女であるとか幼少である場合に、家持に代つて諸事代行する者であり、家持と同じ權利を有し義務を負ふ町民であつた。(4)

尙ほ、家持及び借屋の家族體の統率者を名前人と稱し、他の者を同家人（廣義—妻子、下人、傍系親、好身の者。狹義—傍系親、好身の者）と稱したのである。(5)

(4) 代判人制は、借屋人間にも行はれた。鹽町四丁目の天保四年の「借屋式目帳」に次の如く見ゆるはその一證である。

○表借屋代判附別祝儀」　一銀三匁年寄」　一同貳匁丁代」　一錢百文下役

(5) 拙文『判例近世大坂私法一斑』（「中田先生還曆祝賀法制史論集」所收）二一頁同家人の條、「大阪市史」第五、二四二頁、又後出の借屋人町會所目見證文參看。

(二) 家持なる町民の資格は、その町に於て家屋敷を所有することに依つて發生する。

家守及び代判人は、家持の依頼に依つてその任に就くのであるが、此場合町會所に願出で町年寄、總年寄の手を經て町奉行の認可を經ることを必要とした。代判人の任期には一定の制限があり、又代判人決定の場合は町内へ顔見せ銀とか、祝儀を出すを例とした。家守にあつても同樣である。(6)

一　札

一御丁内我等親類毛馬屋梅吉代判肥前屋佐兵衞所持之家屋敷表口三間貳尺五寸裏行拾四間半同續屋敷表口貳

間四尺裏行拾四間並木戸前附土藏壹ケ所但貳役右所持罷在候處代判佐兵衞病死仕候付跡代判之義親類一同相談得心之上天滿綿屋町伏見屋喜助借屋小間物屋平兵衞代判爲相勤申度候付御番所表繪圖水帳張帒之義可然樣御斷可被成下候

一從御公儀樣被爲仰出候御法度之條ニ堅相守可申候尤右家屋敷地面有來之通並御丁內樣先格御作法万端是亦爲相守都而一統御懇談之儀平兵衞一存ヶ間敷義決而爲申立間敷候猶亦御公用ハ不及申御丁用無懈怠罷出爲相勤勿論借屋人引越變宅等有之候節ハ早速丁內爲相斷且御公役丁役銀每月集度每無遲滯急度爲相渡万一相滯義出來候ハヽ本人ニ不拘銀高何程而も我等方ゟ急度相辨可申候若右家屋鋪外方ヘ賣拂亦ハ讓渡等仕候共御丁內差構之仁ニ我儘ニ賣拂讓リ等決而爲致間敷御丁內差圖任セ其外右平兵衞代判相勤中如何樣之六ヶ敷儀出來候共我等何方迄も罷出急度埒明御丁內ヘ少しも御難儀相掛ヶ申間鋪候爲後日請負一札依而如件

慶應二寅年十一月

親類受人　天滿綿屋町　總屋德兵衞印

代判　毛馬屋梅吉　當寅拾壹才ニ付

代判　小間物屋平兵衞印

津村南之町
月行司

菊屋源七殿
河内屋長右衛門殿
並五人組衆中

此一札は、町に差出せる代判願書であると共に、代判人たるべき者が町民たるの本分を守るべき人物であることを擔保せる保證書でもあり、要するに代判人或は家守たるには、善良忠實なる町民たることが、當然のこと乍ら、要請せられたことを證示するものであらう。

(6) 特に次註所引後の三者參照。

借屋之者は勿論借屋することに依つて發生する。

借家法一般の考究は別論に讓るが、當時借屋契約は一定の前提手續を履行の上町に屆出でその承認を經るを必要とした。津村南之町の慶應三年の「町內申合取締條目」に

一借屋貸付被申候節先貸付治定有已前借リ受候者之身元商賣並家內人別委細ニ相調慥成仁与被見込候ハヽ出所書付並寺受狀丁內會所に可被差出候左候得は早速先方町內に及引合可申候引合不相濟內者決而不入込夫迄ニ親類受狀印形取之置引合相濟候上入込セ候樣可被致候其上無人別之者有之候ハヽ是亦急度相糺可被申候縱令隣町ニ而心安き人たり共丁內に無屆自己之取斗ヲ以猥ニ家貸付申間鋪候

當時に於ても、借屋契約書を作成すること通例であるが、或特別な場合には、町に對しても證書を入れるので

ある。次の一札はその一例である。

差入申一札之事

一私儀此度座摩宮於境內花相撲興行仕候處居宅間狹ニ付御丁內和泉屋覺次郎殿借屋貸リ受興行前後部家ニ借用仕度其段御賴申上候處御承知被成下忝奉存候

一從御公儀樣被爲仰出候御法度之條〻堅相守可申候尤部家ニおゐて喧嘩口論等決而爲致申間敷候

一火之元之儀は兼而被仰渡候儀ニ付晝夜氣を付可申別而風吹之節は火之元第一氣を付不念無之樣仕夜分ハ起番爲致可申候

一花相撲ニ付御丁內中ニ而太鼓打込候儀ハ勿論差帒等押付御賴申上候儀決而仕間敷候

一家賃銀御定之通並御丁內入用等ハ無相違早速差出可申候尤家附之品〻慥ニ預リ申候尤興行相濟家明渡申候節一品ニ而も紛失仕候ハヽ何ニよらず買調有來通リニ仕可申候

一右之條々堅相守可申候自然借用中聊ニ而も不念之儀出來仕候ハヽ此印形之者共何方迄も罷出早速埒明御丁內並御家主に少しも御難義相掛ヶ申間敷候爲後日差入申一札仍如件

安政五午年八月

長濱町
紀伊國屋金兵衞借屋
陣ヶ崎文右衞門事

借り主　菊屋源藏印
受人　淺井佐七郎印

津村南之町
年寄　伊勢屋利兵衛殿
家主　和泉屋覺次郎殿

一方借屋人は町會所に出頭目見をなすのである。次なる證文に就いて之を知るべし。

一私義去酉十一月御丁内播磨屋庄兵衛支配借屋借り受引越參り其節目見ニ私可罷出處病氣取合居候付同家榮藏与申もの私代り目見差出し候ニ付御丁内表榮藏を名前人与御心得被成下候處同人義當七月二日病死仕候付御丁内ゟ名前替之趣御沙汰御座候付驚入申候且又榮藏を私代り目見ニ差出シ候段何共申譯無御座候全禎次郎ハ私ニ相違無御座候ニ付右様心得違之儀御用捨被成下度御賴申上候處御承知被下忝奉存候然ル處私名前之儀ニ付彼是申出候もの決而無御座候爲後日差入申一札仍如件

文久貳戌年
八月

淡路屋禎次郎印
家守　播磨屋庄兵衛印

津村南之町
御年寄様

更に借屋人は町役人、家主等に祝儀として一定の銀を差出す定めであつた。

町民たるの一般的要件として人別帳に登錄することを要した。從つて人別外の者の葬送の場合には、特別の出願手續を必要とした。次に掲ぐる二證文はその例證である。

一札

一此度私方寺請狀ニ娘ひろゟ申當巳九才ニ相成候もの差加に申候處其段御調ニ御座候右者私密子ニ付當年迄心得違ニ而人別ニも加に不申全私實子ニ相違無御座候若右ひろ義ニ付彼是故障之義出來候ハヽ私何方迄も罷出早速埒明御丁內に少しも御難儀相掛ヶ申間敷候爲後日一札仍如件

弘化二巳年　　炭屋

九月　　分五郎

年寄

伊勢屋利兵衞殿

一札

一我等親類長堀心齋町河內屋佐兵衞借屋近江屋眞藏姉まやう儀先達而よ利病氣之處右眞藏方間狹ニ付私方へ出養生ニ引取藥用介抱致候處終ニ養生不相叶病死仕候ニ付而ハ拙宅ゟ野送り仕度奉存候其段御賴奉申上候處御承知被成下忝奉存候右死骸ニ付如何樣之六ヶ敷儀出來仕候共我等何方迄も罷出急度埒明御丁內へ少も御難儀相掛ヶ申間敷候爲後日之一札仍如件

嘉永元年

申八月十九日　　石川屋勘兵衛印

右之通相違無御座候ニ付　　近江屋眞藏印

奥書仕候以上

津村南之町
年寄
伊勢屋利兵衛殿

町吏

町政を統轄する者は前述の如く町年寄である。町年寄は、先づ町中から町人がその候補者を選擧し、その選擧の結果（高點者數名）を町年寄の輔佐役である後述月行司から、惣會所の惣年寄へ提出し、惣年寄は當該町の四隣の町年寄の意見も徵した上で、適當者を町奉行に進達し、かくして町年寄が決定せられるのである。

此候補者選擧は記名單記投票、而して一人二票行使が普通であつたらしい。一人二票投票の事、及び投票、開票の實狀に就いては、「南區史」七四頁以下に詳しい。尙ほ鹽町四丁目小川彌左衞門が天保四年二月町年寄就任の場合の一件書類中に實際に投票せし投票用紙が存するが、その記載例の一二を擧ぐると、或は『小川屋彌左衞門樣』或は『小川や』。

町年寄決定の場合は、町年寄は惣會所に誓書を提出し、引續いて目見の爲めに町奉行所に出頭するのである。

兩御奉行所樣に
金貳百疋宛
同御家老御四人に
銀貳兩宛

鹽町四丁目新年寄
小川屋彌左衞門

此記錄は、その際の挨拶の實狀を示すものである。

新町年寄就任の場合、町會所より一定の所へ御祝儀を出すのである。次の祝儀請取書に就いて見るべし。

覺

一白銀六匁　猿引中間　人形中間

右ゝ小川屋彌左衞門樣新町年寄□御祝義目出度受納仕候

巳二月廿六日

甚兵衞印
仁兵衞印
御會所

覺

一鳥目壹〆五百文

右者御年寄成爲御祝儀四箇所若キ者に被下之忝慥ニ受納仕候以上

天保四年　　四箇所
巳二月　　代道頓堀
　　庄　三　郎　印
鹽町四丁目
御會所様

町民一般に對しては、新町年寄は、月行司の裁量の下に、盃一件を爲すのである。即ち町民の負擔に於て、祝宴が開かれるのである。次掲の記錄は、その狀況を示す實例である。

盃一件入用

一銀百拾匁五分　取肴一式
　　吸物三度
　　十七人前
　　六匁五分ツヽ
一同壹匁三分　御年寄
　　燒もの增
一同拾六匁五分　迎共十一人
　　夜食
　　壹匁五分ツヽ
一同五分　燗場肴
　　二鉢
一同三匁　同夜食
　　二人
一七百文　菓子代
　　大和幸
一四匁二匁八厘　蠟燭代
　　丸木廿

一貳貫百文　酒龍門壹斗はり新
一三百十六文　並酒貳升同人
一金壹歩　福屋內并當席仲居二人通ひ女等へ祝義
一貳百文　當日髮結助壹人
一金壹朱　丁代政七祝義
又金壹朱　膳料
一金壹朱　同弟宇七祝義
又金壹朱　膳料
一銀三匁　下役次介祝義
又金壹朱　膳料
一同三匁　髮結正三祝義
又金壹朱　膳料
一三百文　丁與八へ遣ス
一壹貫文　不參兩家へ酒切手三枚ツヽ送ル切手六枚代
金貳歩貳朱
代三拾九匁六分八厘

銀〆百四拾六匁五分八厘
〆百八十六匁二分六厘
此錢廿貫六拾八文
錢〆四貫六百十二文
合廿四貫六百八拾文
内八百三拾貳文引
御年寄方酒切手五枚
御挨拶有之此代引
・殘而廿三貫八百四拾八文
右拾六顔ニ割
壹貫四百
八十七文ツヽ
一壹〆四百
八十七文
一壹〆四百
八十七文
貳顔分
一貳〆八百
七拾六文
（中略）

錦屋傳兵衛取
丸屋太兵衛取
丸屋吉兵衛取

右之通取集候間
御渡可被下候以上
巳二月

行司　綿屋平助印
同　明石屋芳兵衛印

町年寄の補助員として丁代（町代）及びその下僚の下役なる者が置かれた。尙ほ丁代は町年寄の補助者的地位ではあつたが、町年寄は代表的町民たる町人中より選定されるものであり、夫々の立派な家業を有してゐるのが普通であるから、自然町務に專念し得ず、勢ひ町務を實際に擔當するものは丁代と云ふことになるのが當時の一般であつたらしい。卽ち町會所に出勤して町の事務を見るのは丁代、下役（一名あるき、小使なり）等であつたのである。

丁代、下役等は町人全體の意思に依つて、その任免、進退が決せられたらしい。卽ち、丁代又は下役に關するものと思はれる次の津村南之町の回狀參照。

舌代

春寒難去候處各樣彌御壯榮被成御座奉賀候尤然は丁內幸助義不束之義有之遠慮差扣申付置候處親類共ゟ別帋之通願書差出シ申候尤引負錢之義ハ親類共より成丈辨金爲致可申候ニ付是迄通リ召遣ひ可申哉ゟ奉存候故此

段廻狀を以御相談申上候否哉御名之下へ御記シ可被成下候以上

年寄　伊勢屋利兵衛
勘定方　中村屋序助
同　壺屋利兵衛

子
正月廿一日

次第不同御免
伊丹屋藤兵衛様
順教寺様
（以下九名列記）

要するに丁代、下役は右の回狀中にも『召遣』とある如く、町の被傭者と云ふべきであつた譯で、後述の如く、町から給料を與へられ、町務を擔任するものであつたのであるから、彼等は就任に當り、町に對して請狀を差出すのである。次なる證文は下役の請狀である。丁代の請狀の實例をこゝに掲記すること不可能であるが、大坂の丁代に該當する江戸の書役の、殆んど同樣の請狀を「江戸の自治制」二一一頁に見出すことが出來るので、大坂丁代又請狀を作成せるものとの推測が許るされると思ふのである。

一札之事

一此度我等親類柴田屋幸助儀御丁内下役ニ御召遣ひ被成下候段難有仕合ニ奉存候右ニ付諸事我等受負人ニ相

立申候處實正也然ル上ハ御丁内仕來リ通御召遣ひ被成下度勿論御丁内御出銀取集万端御用向ニ付聊麁略無之様大切ニ爲相守可申候万一少しニ而も不足爲致候ハヽ本人ニ不抱何程ニ而も我等方より早速相辨可申候尤夜番之儀心ヲ用ひ大切ニ爲相勤可申候若右幸助儀病氣等之節ハ御丁内御手支爲致間敷健氣之者差入御用向爲相勤可申候若又幸助義如何様之義有之候共御丁内ヘ少シも無心合力ヶ間敷義等一切爲申立間敷候且御丁内ニ而自然御壹人ニ而も御思召ニ相叶ひ不申候ハヽ何時ニ而も相退セ可申候其外如何様之儀出來候共此印形之者共早速罷出御丁内ヘ少しも御手支並ニ御難儀相掛ヶ申間敷候爲後日一札仍如件

嘉永五年
子正月

本人　柴田屋　幸　助印
受人　金障子役所　源　助印
同　内藤屋　忠　兵　衛印

津村南之町
御町内中様

町吏の主要構成員は、以上の町年寄、丁代、下役の三者であつたが、此外に町人が順番に月行司（月行事、尙ほ後に揭ぐる證文に見える様に年行司を置くこともあるらしい）となつて、町年寄を補助するのである。前揭證文中に年寄と並んで勘定方なる者が連署してゐるが、之は月行司の中で勘定方の役目を分擔せる者であつたかと思ふ。尙ほ下役と同列の者に夜番、木戸番、垣外番等の下級町會所員もあつた。

町年寄、月行司は、家業を持つ町人である爲めからか、無給である。しかし町年寄は一役を免ぜられる卽ち租税負擔を減免せられ、その上袴摺料として若干の銀子を受納し、又町から寒暑の見舞錢及び中元、歳暮錢を送られるのである。又町內に家屋敷の賣買讓渡、元服、婚姻、養子緣組、代判、家守の選任交替、轉宅、同家引取等が行はれると若干の祝儀銀を貰ふのである。此點は丁代、下役に就いても略〻同樣であつた。

丁代、下役は町から每月給銀を與へられるのであるが、その外に仕着料などを給せられるのであつた。

尙ほ又以上の外に町年寄に對しては、その家に養子、婚姻、出產、棟上等があつた場合に、又丁代にあつては養子、婚姻、安產等のありし場合、特別の給與がなされるのである。

以上町吏制の槪要であるが、註(1)所引の諸研究、註(2)揭記の諸史料並びに次揭の史料參照。

津村南之町の文政七年の「諸祝儀式目並年中勘定仕法立帳」に

同八〇天明申年六月廿三日御觸書之寫一三鄕町〻丁代共義ハ其町人共〻給銀遣し召抱萬事致差圖用向申付候者ニ付丁代共其意茲守ら云々

同上に

一月行司相當候節他國致間敷候若無據用事有之候ハヽ其旨年寄合行司會所に相斷可申事

同上に

一町內年寄袴摺壹ケ年銀百七拾貳匁七月十二月兩度ニ銀八拾六匁宛相送ル

右町中役割

一同年寄に暑氣寒氣見舞共錢三貫貳百四拾文宛兩度ニ相送ル中元歲暮錢四貫三百拾文宛相送ル

右町中役割

一町內丁代給銀壹ヶ月ニ銀三拾七匁五分

一同夜番人給銀壹ヶ月ニ錢貳貫三百八拾文

同上に

一例年七月十二月仕着料として丁代に銀五兩夜番人に錢五百文兩度ニ遣ス

右町中割

又寛政二年の「鹽町四丁目式目帳」に

一町內年寄に養子婚禮平產並普請棟上等之節祝儀之事　住宅他町持丁人中ゟ

一銀五兩

同上に

一町代に養子婚禮安產等之節祝儀之事　住宅他町持丁人中ゟ

一銀三兩

自然死去之節香奠ゟして右同斷

妻子死去之節南鐐一片

町　務

以上の如き町域と町民とからなる町の事務が、町年寄以下の町吏に依つて處理せられるのであるが、町務の内容としては、法令の傳達、戸口の調査、訴訟の取次及び和解、租税の取立、町財政の經理、家屋敷移轉證書を初めその他一般契約證書の檢閲及び奥書加判、火難、盜難の防衞、町内に於ける諸設備の管理、衞生、風紀の取締、前記の如き各種帳簿の保管等を先づ擧げねばならない。しかし之等に止まるのではなく、町民生活の全般に亘り指導と保護とを任としたのである。(7)

扨て、此町務に關しても、又註(1)所引の諸研究及び註(2)所引の刊行諸史料が、既にその概要を開示してゐるのであるが、津村南之町及び鹽町四丁目舊藏史料には尙ほ紹介すべき資料が少くない。以下に紙幅の許るす範圍にてその若干を掲げて、前段所說を裏付け、大坂町務のより詳細なる理解に資し度いと思ふ。

町吏は租税（税種、租税負擔者及び割合等又註(1)所出諸研究、註(2)所掲諸史料に詳し）滯納ある場合、裁判所に訴へ出て請求取立るのであつた。次の津村南之町の證文に就いて知ることが出來るであらう。

約定一札之事

一私儀御公役銀町役銀相滯候ニ付御願立ニ相成私御召出之上濟方嚴敷被爲仰付候依之願銀高之内へ是迄追〻ニ六十三〆文差入猶亦此度五拾貫文差入申候ニ付御願下ケ之義御賴申上候處御承知之上御願下ケ被成下忝奉

存候尤殘銀且當時之滯共近〻之内ニ家質入替仕候間其節無相違皆濟可仕候爲其約定一札仍如件

嘉永五年
子閏二月　順教寺印

年寄
伊勢屋利兵衛殿

勘定方
中村屋序助殿
壺屋利兵衛殿

糞尿の處理又町務であつた譯で、次なる二通の證文は、町吏よりその汲取を許可せられし者が、差入れし請負證文及びその保證狀である。

差入申一札

一御丁内各〻様方下屎之儀是迄別府村ゟ取來リ候處此度其御丁内丸屋平兵衛殿受負ニ而私共へ下屎御取らせ被下候段承知仕候尤代銀之儀は壹人前三匁宛之積ニ而御家別ニ翌年分前年十一月ニ無相違掛切可申候勿論壹ヶ年ニ而茂延引仕候儀御座候へ、何時ニ而も外方へ御仕替可被成候其節一言之申分無御座候且亦代銀相掛候砌定之代銀彼是申立減少之義申立間敷候爲其一札依而如件

天保十三年
寅十月

攝州川邊郡
下坂部村
猪兵衛印

津村南之町　　同村
御年寄　　庄三郎印
伊勢屋利兵衛殿
御丁内衆中殿

一札

一御丁内各〻様方下屎之義是迄別府村ゟ取來リ候處此度私受負ニ相立下坂部村猪兵衛庄三郎右兩人方ニ下屎御取らせ被下承知仕候尤代銀之義は壹人前三匁之積リニ而御家別ニ翌年分前年十一月ニ無相違爲掛切可申候若壹年ニ而も延引仕候ハヽ我等方ゟ取替相掛ケ可申候勿論代銀相懸候砌定之代銀彼是爲申立間敷候自然彼是申候ハヽ何方へ成共御勝手ニ御仕替可被成候爲後日請負一札仍而如件

天保十三寅年　　丸屋平兵衛印
十月
御年寄
伊勢屋利兵衛殿
御丁内衆中様

捨子或は行倒等の處置又町務であつた。(8) 即ち例へば寛政二年の「鹽町四丁目式目帳」に

一町内捨子之節貰人有之迄入用者捨候處之家主より相賄可申候貰人有之差遣シ候入用ゑ顔割に可致事

附往來行倒人有之節入用茂顏割之事

次なる證文は、捨子を養子に周旋せる世話料請取であるが、此文面は、此世話料は町及び門主（卽ち右の捨候所之家主で、門前に捨子をされた者）が負擔したことを示すものではあるまいか。

(7) 「東區史」三六頁以下に、臨時に、町年寄、月行司が注意書を發することがあつたとして、粉川町板行書の寫眞を揭げてゐるが、それと全書同一の板木を今九大法文學部に所藏して居ることを附記して置く。只舊藏所は全く不明なり。

(8) 大坂の捨子に關する制度に就いては、補訂を要するが、拙文『大坂奉行所刑事判決例十六題』（法政研究七卷一號）七四頁以下參照。

町吏は必要ある場合町民に對して經濟的援助をもなすのである。次の二證文はその援助願書である。

乍憚口上

一御得意樣御蔭ヲ以年來御用承リ家名相續仕難有奉存罷在候所此度不存寄類燒仕殊ニ其節甚無人ニ而建具疊等不及申大廉不殘燒失仕リ誠ニ難澁當惑仕候早〻假家ニ而も取調御用承リ渡世仕度奉存候へ共右之仕合ニ而難相調外〻に銀子借用可仕心得ニ而外方に精〻相賴候へ共此節柄ニ而出來不申必至ふ難澁仕候へ共急ニ假家相調御用承リ度奉存候間何卒御得意樣此上御憐愍ヲ以銀五百匁拜借被成下候樣奉願上候御聞濟被成下候ハヽ家名相續仕難有奉存候間此度之難澁格別之思召ヲ以御聞屆ヶ之程偏ニ奉願上候以上

天保八酉年　東下宿
三月　近江屋
九郎兵衛印

乍憚御願申上候口上覺

一御町様之御蔭を以年來私義家名相續仕難有仕合奉存候然ル處私宅之義御覽被成下候通所〻及破損別而疊表等茂甚見苦敷相成追〻取繕も仕候得共御存知被成下候私義故迚茂自力ニ難出來心配仕罷在候何卒御町様ゟ御助力被成下候ハヽ御蔭を以右破損取繕も可相成ゟ千万難有仕合奉存候何分御憐愍之上可然様御執成之程偏ニ奉願上候右御願迄書附を以如此御座候以上

安政貳年
卯十一月
津村南之町
御年寄様
御會所様

丹波屋
六兵衛印

次の一通は、右の請願に對して與へられた援助金の請取書である。

覺

一金貳百疋也

右ゝ此度私義難澁ニ付御願申上候處格別厚御憐愍を以右之通御助成被成下難有請納仕候尤此後私義如何躰之義出來候共御町様に決而御願ニ罷出申間敷候爲後日御助成御請一札依而如件

元治貳年
乙丑三月

丹波屋
六兵衛印

津村南之町
御　年　寄　様
御　丁　人　中　様

大坂の髪結は、營業權を認められたのに對して、牢屋敷に勤めるとか、或は町の或種の事を掌る義務を有したのであるが、此髪結職は、少くとも町吏の直接監督下にあつたこと、次の營業權復活願書に就いて、知ることが出來るであらう。

乍　憚　口　上

一御町内定髪結職廻り場所是迄私共親類播磨屋新六御蔭を以永〻相勤難有奉存候然ル處右新六儀先達而死去後悴共相廻り罷在候處不埒之儀有之御取放し二相成以甚歎ケ敷奉存候付而ハ此度新六後家まさ儀ハ一旦私共之内に人別引取可申候間以來廻り場所之儀ゝ私共持場二被仰付下候ハヽ難有奉存候左候ハヽ宜鋪人物相立定助ケ之者差入申度乍憚此段書付を以御願奉申上候何卒御聞濟被爲成下候ハヽ御慈悲難有仕合二可奉存候已上

嘉永貳酉年
十二月

請人　油屋　利右衛門　印
土佐屋　音　吉　印

津村南之町
御旦那様

町吏は町民の諸種の契約書に奥書加判をなすを原則とするのであるが、就中家屋敷賣買證の奥書加判には、愼重なる前提手續が履まれるのである。

先づ少くとも家屋敷の賣買にあつては、第一に契約成立の旨を屆出でしめるのであるが、此屆出があつた場合、町吏は當該賣買に對する町人の贊成承認を求めるのである。それは次の如き形式を以てなされる。

口　演

一丁内三河屋藤助代判萬介殿所持家屋敷表口五間半裏行六間貳尺但半役之内左之通

一表口三間半裏行六間貳尺

但三歩役

代金八拾兩ニ相極

右之通右藤助殿借屋綿屋太兵衞へ永代賣渡候約定行屆候旨被申出候付此段御披露申候若思召も御座候へ、名下へ御記可被下候御承知之旨御調印可被成候以上

庚午
六月十三日

年　寄　印

伊丹屋かと
代判　音　吉　殿　印

順　教　寺　殿　印

毛馬屋梅吉
代判　平　兵　衞　殿　印

はりまや宗介殿印
（以下十一名）

次に當該證書面に他町住民が保證人等として署名捺印してゐる場合には、その者の印鑑、人物證明をその者の居住町から取り寄せるのである。即ち次の如き證明書を請求するのである。

其御丁内
内田屋惣三郎借屋
鍵屋吉郎兵衛印

印鑑

右者當町綿屋太兵衛家屋敷買求候付親類受人ニ相立候旨申出候付及御引合候名印無相違諸掛合之有無奥書御調印可被下候以上

午六月十四日　津村南之町印

道修町壹丁目

人別印鑑無相違並諸掛リ合無之候以上

午六月　道修町壹丁目印

然る後、奥書加判をなすのである。家屋敷賣渡證の奥書加判例は特別掲ぐる必要もないと考へるのであるが、次に手附を伴へるものに對するものがあるので之を記載して參考に供しよう。

請取申手附證文之事

鹽町四丁目布屋市左衞門所持掛屋敷表口五間裏行十貳間半但壹役右家屋鋪壹ヶ所此度我等勝手ニ付其許へ銀拾六貫五百目ニ賣渡候約定仕候ニ付則手附として銀五百目慥ニ請取申所實正也然ル上ハ帳切之儀來ル十二月十日迄之應對ニ而自然右日限相過候ハヽ、右手附銀流しニ相成可申候爲後日手附銀請取申證文仍如件

文政十三寅年十一月　　布屋市左衞門印

右之通承知仕候依而奥印如件　　年寄　河内屋平兵衞印

明石屋芳兵衞殿

尙ほ此手附銀授受亦、町年寄の承認の上にてなされねばならなかつたこと、右の證文に徵しても推測せられるのである。南米屋町の「丁中式目帳」の『家賣買之節手附銀之事』の條は(9)その明文である。參照され度し。

(9)「大阪市史」第五、二一八頁。

大坂の家屋敷賣買にあつても、最後に水帳即ち土地台帳の名義貼替（帳切）をなすのであるが、賣却人が特別なる債務の履行を怠つてゐる場合には、町吏はその名義變更を受付けなかつたのである。此の如き場合、該債務の支辨を誓約し、又その保證人を立てゝ、町に帳切實現を嘆願したものらしい。次の一札參看。

一　札

一我等並外連印申合無據入用ニ付去丑七月ニ尾州桃花御殿御貸附銀貳貫五百目拜借仕其後三百五拾目返納仕

殘銀貳貫百五拾匁有之御願立ニ相成當時返上納御日延中ニ御座候處津村中之町ニ而我等所持之掛ヶ屋敷壹ヶ所此度勝手ニ付同町私借屋曾根屋德三郎殿ニ賣拂申候ニ付而ゝ同町ゟ差支之有無引合有之候故右名目銀掛リ合中之義中之町へ被仰聞候付帳切難相成趣同町ゟ被申御尤之儀委細承知仕候是ニハ外連印も御座候ゟ故我等ゟ一時ニ濟方も難相成來卯五月迄ニ皆濟上納可仕候自然私返上納難出來節ハ此印形之もの共無相違急度返上納可仕候間何卒此段御承知被成下候上中之町へ名目一件差構無之旨御引合被下候ハヽ無滯帳切相濟大悅ニ奉存候無左候而ゝ帳切難出來甚難澁仕候間此段伏而御願申上候爲後日一札仍如件

嘉永七寅年
十月

伊丹屋藤兵衛印

前書之通相違無之若藤兵衛ゟ返上納難相成候節ハ本人ニ不拘我等ゟ相辨無滯上納仕御丁內へ少も難儀相掛申間敷候爲後日奥印仍如件

曾根屋善七印

津村南之町
年寄
伊勢屋利兵衛殿

餘言

今、町の本質に關して云爲すべき邉と準備とを有しないのであるが、當時權利義務の主體としての『町中』、

『丁中』なるものがあつたことを示す史料も存するので、次にそれを掲げて本篇を終結したい。

囲米賣拂代預り證文之事

一廣嶋米拾石

此賣拂代銀四百八拾三匁

但壹石ニ付四拾八匁三分替

右囲米切手賣拂代銀書面之通慥預り置候尤此内半銀通を以籾米買替籾藏所に詰置殘半銀通と從御役所御貸附銀ニ相成右利足銀を以土藏建增追〻籾米買入改詰增候筈ニ候條爲後證依如件

文化二乙丑年閏八月廿四日

津村南之町

町　中　持

囲米掛惣年寄

渡邊又兵衛印

井吉三郎兵衛印

井岡半右衛門印

津村南之町

町　人　中

（裏書）

書面之通承置候

丑閏八月廿四日　東西　地方役所印

序に同類の史料を一二出すと、先づ九大法文學部法制史研究室所藏の町中借金證文

家質證文之事

一大和大路新五軒町西側近江屋新六所持之家屋鋪

壹ケ所　表口貳間九寸　裏行町並石垣限　南隣玉屋吉兵衛　北隣越後屋七次郎

右沽券狀相渡置申候　但利足月

右之家屋敷爲質物銀高五貫目借用仕候處實正也來月廿五日限此手形を以急度返辨可申候万一日限於遲滯者右家屋敷早速賣拂代銀相渡候歟又者致帳切相渡可申候其上如何樣之難澁出來仕候共右銀高連印之者共ゟ急度相立可申候爲後日家質證文依如件

文久三年亥十月

大和大路新五軒町
借主　町　中

年寄　丸屋治兵衛　印
五人組　鍋屋久次郎　印
同　市田屋卯七　印
町惣代　水引屋嘉三郎　印
近江屋新六　印

右證文之通口入致候返辨方相違無之樣爲致可申候爲其奥書如件

癸亥年十一月四日

家質貸附取扱
湯本三郎九郎　印

石井良助博士藏大坂の幕吏八田定保の「公務日記」四、明和五年十一月十日の條に

一今日呼出し置候御祠堂銀四口共返書申付候處壹口ハ出入濟殘り御直ニ申上候上公事場ニ而六十日切ニ被仰渡候事但右之內丁中貸り有之則年寄月行司相手取有之候處年寄ハ市之允年掛ヶ合力金取込出入ニ付預ヶニ相成有之候得共(者か)月行司に斗濟方被仰渡候事(10)

(10) 「古事類苑」政治部三、一三六一頁以下、四、六二一頁以下等參照。

又大坂津村南之町舊藏「目安帳」に

(前略)文久三亥年七月二日願町貸預ヶ銀出入」(中略)」願人津村南之町河內屋太兵衞」相手松平遠江守樣御領分攝州川邊郡尼ヶ崎別處町組頭網屋嘉右衞門」同右同斷組頭角屋久四郎(以下組頭二名)」同右同斷町人蠣屋惣助」同右同斷名主鍋屋平三郎」並ニ惣代治三郎」右相手之者共ゟ去ル安政五午年四月慥成證文を以別處町要用ニ付丁中に銀貳十貫匁預ヶ置此利